



## 外国人を雇い入れる時に確認すること・ 就労可能な在留資格など



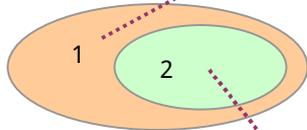
企業のグローバル化により外国人を雇う機会が増えました。あおぞらレター70号で外国人を雇い入れる時の留意点を紹介しましたが、今回はあわせて具体的に就労可能である在留資格等を紹介いたします。

### ～就労可能である主な在留資格～

雇い入れる時に必ず確認！

在留資格と業務内容

業務可能な範囲



在留期限

留学生のアルバイト等の場合

在留資格と資格外活動許可書

就労可能時間

#### 1. 就労に制限がない在留資格（日本人と同様に就労できる。単純労働も可能）

在留資格	日本において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子	3年又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の期間を指定して居住を認める。	3年又は1年 又は指定された期間

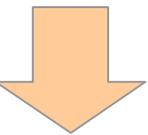
#### 2. 在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格（いわゆる高度人材者） 抜粋

在留資格	該当する職業例等	在留期間
人文知識・国際業務	企画、マーケティング等の専門事務職、 通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	3年又は1年
技術	技術者、エンジニア等	3年又は1年
医療	医師、歯科医師、看護師等	3年又は1年
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	3年又は1年
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者	3年又は1年

#### 3. 「資格外活動許可書」により就労可能な在留資格（就労時間の制限あり）

在留資格	該当する職業例等	在留期間
留学	大学、短期大学、高等専門学校、及び 高等学校等の学生	2年3ヶ月、2年、 1年3ヶ月・・・等
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者、子	3年、2年3月...等

その他、「特定活動」の在留資格で就労が可能となる可能性があります。



！注意！

・在留資格等に違反した場合、  
「不法就労」になります！

不法就労の外国人を  
雇用した場合、  
「3年以下の懲役 or  
300万円以下の罰金」の  
可能性あり！

関連記事も併せてご覧ください：あおぞらレター070号 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/070.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL . 03-3526-4277